



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 7 号 令和 7 年 3 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5 8	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
1 5 9	同	同
1 6 0	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
1 6 1	指定障害福祉サービス事業の廃止について 届出があった件	同
1 6 2	家畜伝染病予防法の規定による監視伝染病 に関する検査を実施する件	畜産振興課
1 6 3	家畜伝染病予防法の規定に基づき豚熱予防 液の注射を命ずる件	同
1 6 4	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
1 6 5	道路の区域を変更する件	高規格道路課
1 6 6	同	同
1 6 7	道路の供用を開始する件	同
1 6 8	同	同
1 6 9	徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一 部を改正する告示	住宅課 建築指導室
1 7 0	建築主事の確認を受けなければならない建 築物の区域の指定の一部を改正する件	同

【 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
1 7 1	建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件の一部を改正する件		同

【 教育委員会規則 】

番 号	表	題	担当課名
4	徳島県立学校規則の一部を改正する規則		
5	徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則		

【 選挙管理委員会告示 】

番 号	表	題	担当課名
1 8	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件		

【 公安委員会規則 】

番 号	表	題	担当課名
4	徳島県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則		

【 海区漁業調整委員会指示 】

番 号	表	題	担当課名
2	徳島海区のうち南部海域における宝石さんごの採捕について指示する件		

【 内水面漁場管理委員会告示 】

番 号	表	題	担当課名
2	令和7年度の目標増殖量を定めた件		
3	徳島県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水域の範囲を定める件		

【 内水面漁場管理委員会指示 】

番 号	表	題	担当課名
1	こいの取扱いについて指示する件		

徳島県告示第百五十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一、九〇三、八〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和七年二月十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市中区東新町一番地
- 五 落札金額
五千三百七十二万四千二百三十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年十二月二十日

徳島県告示第百五十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県万代庁舎で使用する電気（電力量の五十パーセントが再生可能エネルギー由来の電力であること。）

調達期間における予定使用電力量の合計 三、五二七、七〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和七年二月十七日

四 落札者の氏名及び住所

鈴与商事株式会社

静岡市清水区入船町一一番一号

五 落札金額

九千二百四万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和六年十二月二十日

徳島県告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社 good being	徳島市仲之町二丁目一四番地	ヘルパーステーション 晴れの日	徳島市仲之町二丁目一四番地	居宅介護 重度訪問介護	令和六年十月一日
特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会	小松島市中田町字千代ケ原二三番地四	訪問介護ステーション 暖	同 勝占町中須九二―一 大松ジョリカB一〇―	同行援護	同 十一月一日
有限会社宝寿	同 中郷町字加藤一五二番地の一	ヘルパーステーション ぱーとなー 徳島	同 北矢三町三丁目二―二七 グラントハイツ矢三二〇三号室	居宅介護 同行援護 行動援護	同
合同会社 Future	海部郡牟岐町大字中村字大谷九四番地四	ライフサポート一懸	海部郡美波町西の地字魚吞二番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和七年一月一日
YADORIGI合同会社	板野郡藍住町徳命字元村東二三番地二二	訪問介護ステーション やどりぎ	板野郡藍住町徳命字元村東二三番地二二	居宅介護 重度訪問介護	同

合同会社やベケア	徳島市大谷町猿楽三番地の二四	訪問介護ステーション B a t o n	徳島市新浜町四丁目三番三四号 プレジール四丁目一〇一	同	同
株式会社O h a n a	同 沖浜東三丁目七一番地ニユードKハイツ本館一〇五	ヘルパーステーション K a n o a	同 沖浜東三丁目七一番地ニユードKハイツ本館一〇五	同	同
株式会社g o o d e i n g	同 仲之町二丁目一四番地	ヘルパーステーション 晴れの日	同 住吉一丁目四番三三号	同行援護	同 二月一日
合同会社早苗美	鳴門市撫養町黒崎字磯崎一二三番地三一	ヘルパーステーション S a N a M i	鳴門市撫養町斎田字北浜三九番地二	居宅介護 重度訪問介護	同 三月一日

徳島県告示第百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出 の受理日	廃止 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
ビオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一アルファステイツかちどき橋八〇三号室	ヘルパーステーションビオラ	徳島市八万町内浜一三〇番地一森住宅C棟C一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護		令和六年八月 四日	令和六年八月 三十一日
株式会社エーシング アシスト	同 住吉一丁目四番三三 号	ヘルパーステーショ ンおかがわ	同 住吉一丁目四番三三 号	同		同 十月 十五日	同 十月 三十一日
特定非営利活動法人 さわやか徳島	板野郡藍住町東中富字龍池 傍示七六番地の七	さわやか徳島ヘルパ ーステーション	板野郡藍住町富吉字地神六 〇一三	居宅介護 重度訪問介護		同 十一 月二十九日	同 十二 月三十一日
医療法人はやし会	徳島市中昭和町二丁目九四 番地	ヘルパーステーショ ンとみだ	徳島市中昭和町二丁目九四 番地	同		同 十八日	令和七年一月 三十一日
有限会社フィフティ	同 春日二丁目二番四七 号セジュール春日A一〇五 号	ヘルパーステーショ ンなかよし	同 春日二丁目二番四七 号セジュール春日A一〇五 号	重度訪問介護		同 十二 月十日	同

社会福祉法人緑風会	同 国府町東高輪三三二番地三	特別養護老人ホーム 緑風会チロル	那賀郡那賀町成瀬字小谷口 二番地	居宅介護 重度訪問介護	令和七年一月 十七日	同
株式会社あなたにあ えてよかった	那賀郡那賀町仁字王子前 七八番地三	訪問介護 こだま	同 仁字王子前 七八番地三	同	同 二月 三日	同
特定非営利活動法人 ふれあい福祉の会山 びこへるぷ	鳴門市瀬戸町大島田字下畑 五五番地	山びこへるぷケアセ ンター	鳴門市大津町木津野字仲ノ 越八四―一	重度訪問介護	同 二十日	同 二月 二十八日

徳島県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、監視伝染病に関する検査を次のとおり実施する。
令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

実施の目的		監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
監視伝染病の発生予防又は予察		ブルセラ症	県下一円	1 輸入牛（種付けの用又は搾乳の用に供するものに限る。） 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（過去に検査したものを除く。） 3 その他所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する牛	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日	エライザ法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
結核		同	同	1 輸入牛（種付けの用又は搾乳の用に供するものに限る。） 2 その他所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する牛	同	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨ－ネ病		同	鳴門市、小松島市、阿波市、那賀郡、海部郡、板野郡及び三好郡	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 1の牛と同一施設内で飼育している牛	同	スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨ－ニン検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
県下一円		同	同	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（過去に検査したものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼育している牛 3 公共放牧場に放牧する牛	同	スクリーニング法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨ－ニン検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査

オーエスキー病	伝達性海綿状脳症	
同	同	
所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚	1 死亡前に伝達性海綿状脳症を疑う症状のあった又は症状のあった可能性が高い牛の死体。ただし、(1)から(4)までに該当する場合を除く。 (1) 地理的条件により検査が困難であると知事が認めた場合 (2) 災害等により死体が破損し、又は紛失した場合 (3) 病性鑑定を行った結果、検体が確保できなくなった場合 (4) 死体の移動、移入又は移出が禁止され、又は制限されている場合 2 月齢が満十八月以上の死亡しためん羊及び山羊	4 受精卵の採取の用に供する牛 5 共進会等の衛生対策要領に基づく検査を必要とする牛 6 徳島県県外導入牛防疫対策要領に基づく検査を必要とする牛 7 徳島県牛ヨーネ病防疫対策実施要領に基づく検査を必要とする牛 8 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	
ラテックス凝集反応検査	エライザ法による検査、疫学的検査及び臨床検査	

アイノウィルス感染症	チウザン病	アカバネ病	家きんサルモネラ症 (ひな白痢に限る。)	低病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ	アフリカ豚熱	豚熱	鳥マイコプラズマ症
同			同	同	同	同	同	同
前年の夏を越していない牛であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの			種卵の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏であつて、所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定するもの	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	同	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びいのしし	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する鶏	所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する蜜蜂
令和七年六月一日から同年十二月三十日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日			同	同	同	同	同	同
臨床検査及び中和試験			急速凝集反応検査、試験管凝集反応検査及び細菌検査	エライザ法による検査、寒天ゲル内沈降反応検査その他必要な検査	P C R 検査	エライザ法による検査、中和試験、P C R 検査、蛍光抗体法による検査及びウィルス分離検査	急速凝集反応検査	臨床検査及び細菌検査

徳島県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、次の三に掲げる家畜の所有者又は管理者に対し、次のとおり豚熱予防液の注射を受けるべきことを命ずる。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する豚及びいのしし

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の徳島県家畜保健衛生所の長が指定する日

五 注射の方法等

豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。

徳島県告示第百六十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市木屋平字麻衣二一の二六から二一の三三まで、二一の三六、字川上一八の一、一九、二〇の一、二〇の二、二〇の五、二五の一、二五の二、二七の一、二七の五、三〇の二、三〇の三、三一の一、三一の二、六六三の一から六六三の三まで、六八四、六八四の二、六八四の三、六九二の一、六九二の二、字川上カケ三九一の二、四七一から四七三まで、四七四の一、字下名六の一、六の二、一九、一九の二、六三六、六四六、六四七、六六三、字太合三二の一、三六の一、四五の二、四六の一、四七の一、六三から六五まで、七五の一から七五の三まで、一〇〇の二、一二八、一二九、一三三の三、一六三、一六六、一六七、三〇二の一、六三二の一、六三三の三、六三三の四、六三三、七三六、七三七、七五〇、八五二の二、八五七、八五九、八八一、八九〇の一、字太合カケ四一三の三、四二五の一、四二六の一、字谷口一九七の一、三六一の一、三六二、三六三の一、三九八の一、三九八の二、四一八、四二二の一、四二二の二、四三八、四三九、字谷口カケ二八八の一、二八八の二、二八八の四、三〇七、三二六から三二八まで、三四六、三四七

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳴門池田				鳴門市大麻町松字道ノ北 五〇番五地先から 同 字ダンノ 上二四番一地先まで		旧	一一・四〇・二二・八	二〇五・七
同				新		敷地の幅員 (メートル)	一一・八〇・一四・八	二〇五・七

徳島県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	4	三加茂東祖 谷山	同	三好郡東みよし町西庄字 谷合二〇八番一地从先から 一〇七番一地先まで	旧	六・〇〇 〃 一二・五	一〇七・〇
			同		新	六・〇〇 〃 一三・〇	一〇七・〇

徳島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四九二号	美馬市穴吹町穴吹字井口 八二番二地先から 同 一三九番一地先まで	二八・七	令和七年三月二十一日

徳島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町西庄字谷合 二〇八番一地从先から 同 一〇七番一地从先まで	一〇七・〇	令和七年三月二十一日

徳島県告示第百六十九号

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部を改正する告示

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程（昭和四十年徳島県告示第二百八号）の一部を次のように改正する。

制定文中「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の二第二項の規定により、」を削る。

第一条中「第五条の二第二項」を「第五条第二項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県告示第百七十号

昭和三十四年徳島県告示第五百四十六号（建築主事の確認を受けなければならない建築物の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。
表五の項中「字岡山寺」を「字岡山路」に改める。

徳島県告示第百七十一号

平成十六年徳島県告示第百二十四号（建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件）の一部を次のように改正し、令和七年三月二十一日から施行する。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

「第五十二条第一項第六号」を「第五十一条第八号」に改める。

表中「、建ぺい率」を「、建ぺい率」に、「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に、「、ながね、」を「、ながね、」に改める。

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により教育委員会が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間条例第六条の規定及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）の規定に基づく同項の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して教育委員会が定める休憩時間とする。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第九条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、人事委員会規則七―一第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十三条第一項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七―一。以下「人事委員会規則七―一」という。）」を「人事委員会規則七―一」に改める。

第三十一条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年三月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
美馬	九、八〇六人

徳島県公安委員会規則第4号

徳島県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第1号中「戸籍抄本，住民票の写し又は運転免許証の写し」を「運転免許証（以下「免許証」という。）の写し，個人番号カードの写し，戸籍抄本又は住民票の写し」に改める。

第19条の2及び第20条を次のように改める。

(運転免許に関する公安委員会への申請等)

第19条の2 運転免許に関する公安委員会への申請，届出等は，徳島県警察本部交通部運転免許課長を経由して行うものとする。ただし，次に掲げる申請又は届出は，署長（第1号に規定する申請にあつては徳島中央署長及び鳴門署長を，第2号，第4号，第8号及び第9号に規定する届出にあつては阿南署長を除く。）を経由して行うことができる。

- (1) 法第89条第1項の規定による免許（原付免許及び小型特殊免許（法第97条の2の適用を受ける場合を除く。）に限る。）の申請
- (2) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出
- (3) 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請（免許証のみを有する者に係るものに限る。）
- (4) 法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による変更事項の届出
- (5) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しに係る申請（現に受けている免許の全てを取り消す場合に限る。）
- (6) 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（再交付に係るものを除く。）
- (7) 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請（運転経歴証明書の再交付を伴う場合を除く。）
- (8) 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出
- (9) 規則第30条の15第1項の規定による変更事項の届出

2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる申請又は申込以外のものは，徳島県警察本部交通部運転免許課阿南分室（以下「阿南分室」という。）及び同課阿波分室（以下「阿波分室」という。）の長を経由して行うことができる。

- (1) 法第89条第1項の規定による免許の申請（法第99条の5第5項に規定する卒業証明書（法第99条第1項の規定に基づき公安委員会が指定した指定自動車教習所が発行したものに限る。）を有する者（第21条第1項において「卒業証明書保有者」という。）が，普通免許に係る法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について運転免

許試験（第21条第1項において「普通免許の適性試験及び学科試験」という。）を受ける場合を除く。）

- (2) 法第89条第3項の規定による技能検査の申請
- (3) 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の変更の申請
- (4) 法第100条の2第5項の規定による再試験受験の申込
- (5) 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う免許証の更新の特例の申請
- (6) 規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請
（申請用写真の添付を要しない場合）

第20条 規則第21条第6項、規則第21条の2第3項、規則第21条の9第3項、規則第29条第3項（規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、規則第30条の7第4項、規則第30条の8第2項及び規則第30条の11第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、規則第21条第2項、規則第21条の2第1項、規則第21条の9第1項、規則第29条第1項、規則第29条の2第1項、規則第30条の7第1項、規則第30条の8第1項又は規則第30条の11第1項の申請書等を提出する場合とする。ただし、当該申請書等を提出する者が、署長を経由して運転経歴証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

第20条の2の見出し中「免許証保管証」を「出頭命令」に改め、同条中「と同規則第30条の7に規定する免許証保管証は供用するものとし、別記様式第11号の2」を「については別記様式第11号の2、規則第30条の6に規定する出頭命令通知書については別記様式第11号の2の2」に改める。

第21条の2中「申出書」を「運転免許（失効・取消）申請書・講習受講申出書」に改める。

第25条の2中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

第30条の見出し中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第1項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書、規則第30条の12第2項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届及び規則第30条の16第2項の公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転経歴証明書の交付を伴わない場合にあつては交付手数料納付書を、運転経歴情報の記録を伴わない場合にあつては記録手数料納付書を省略するものとする。

第30条第2項中「届出書」を「運転経歴証明書返納届及び規則第30条の15第2項の公安委員会規則で定める届出書」に改め、同条第3項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

※ 整 理 番 号

安全運転管理者に関する届出書														
年 月 日														
徳島県公安委員会 殿														
安全運転管理者を（選任・解任 ・届出事項を変更） } したので 届出者（法人の名称・代表者）の住所・氏名 住所 氏 名 (電話)														
届け出ます。														
選 任 年 月 日 年 月 日														
安 全 運 転 管 理 者 氏 名 (ふりがな)														
資 格 要件														
生年月日 年 月 日 (歳) (年齢)														
運転の管理経験 3 公安委員会 1 2 公安委員会の教習 公安委員会 2年以上 修了者で1年以上 の認定														
職務上の地位														
安全運転管理者が運転免許を持っている場合														
免 許 の 種 類														
免 許 年 月 日														
免 許 証 の 番 号 又は免許情報記録の番号														
交 付 年 月 日 又は記録等年月日														
交 付 公 安 委 員 会 又は記録等公安委員会														
安全運転管理者の勤務の態様														
勤 務 日勤・隔日・その他 ()														
副安全運転管 理者の有無 あり (名) なし														
安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴														
勤 務 期 間 勤務所名 職名														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
自 . . 至 . .														
使 用 の 本 拠 における自動車台数・運転者数														
乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 特 特 (実数) (実数) (実数) 型 型 型 通 型 型 型 通 特 特 自 動 車 台 数														
運 転 者 数														
免 許 種 別 大型 中型 準 普通 大 特 小 大 普 一 二 一 二 中 一 二 一 二 自 自 計 種 種 種 種 型 種 種 種 種 特 二 二 専 従														
予 備														
前安全運転管理者														
解任年月日 年 月 日														
氏 名														
解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()														
徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 ☐ 承諾する ☐ 承諾しない														

備考 1 届出者は、※欄には記入しないこと。
2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。
(1) 運転免許証の写し、個人番号カードの写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
(2) 運転管理に関する証明書 1通
(3) 運転記録証明書 1通
3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。
5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を掲載することについて、該当する□にレ印を入れること。

※ 整 理 番 号

副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 する 届 出 書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
副安全運転管理者を（選任・解任 ・届出事項を変更）	届出者（法人の名称・代表者）の住所・氏名 住 所 氏 名 (電話)
届け出ます。	

選 任 年 月 日	年 月 日			使 用 の 本 拠 拠	名 称															
副 安 全 運 転 管 理 者 氏 名	(ふりがな)				位 置															
					安全運転管 理者の氏名															
資 格 要 件	生年月日 年 月 日 (歳) (年齢)				業種別	1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()														
	1 運転の管理経験 1年以上	2 運転の経験期間 3年以上	3 公安委員会 の認定																	
職務上の地位				使用の本拠における自動車台数	乗 大 型 型	中 型 型	準 中 型 型	普 通 型	大 型 型	中 型 型	準 中 型 型	普 通 型	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪 (実数)	普 通 二 輪 (実数)	計 (実数)			
副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免 許 の 種 類			運 転 者 数	免 許 種 別	計														
	免 許 年 月 日																			
	免 許 証 の 番 号 又は免許情報記録の番号																			
	交 付 年 月 日 又は記録等年月日																			
副安全運転管理 者の勤務の態様	勤 務 日勤・隔日・その他 ()			前副安全運 転管理者	解任年月日 年 月 日															
	補助者の有無 あり (名) なし				氏 名															
副 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間			勤務所名	職名	解 任 事 由														
	自 . . 至 . .					1 死亡 2 退職 3 転任														
	自 . . 至 . .					4 解任命令 5 その他 ()														
	自 . . 至 . .																			
	自 . . 至 . .																			

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 ☐ 承諾する ☐ 承諾しない

- 備考 1 届出者は、※欄には記入しないこと。
- 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。
- (1) 運転免許証の写し、個人番号カードの写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
- (2) 運転管理に関する証明書 1通
- (3) 運転記録証明書 1通
- 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「副安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
- 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。
- 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所（字名まで）を掲載することについて、該当する□にレ印を入れること。

別記様式第11号の2を次のように改める。

別記様式第11号の2（第20条の2関係）

免許証住所	出 頭 命 令 書（番号							）							
	道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。														
	命 令 日 時		年		月		日		午前・後		時		分		
	命 令 者 の 所 属 、 階 級 及 び 氏 名		警部補・ 警察署・課・隊 巡査部長・巡査											⑩	
	出 頭 日 時		年		月		日		午 前 後		時		分		
	出 頭 場 所		名 称 所在地 県 市 町 郡 村 電 話 （ ） ー												
	氏 名		生年月日		年		月		日生（ 歳）		職業				
			本 籍		県		市 町 郡 村								
			住 所		県		市 町 郡 村								
					電 話 自宅		ー		ー						
携帯					ー		ー								
勤務先			ー		ー										
免許証		第								号					
		年		月		日		公安委員会交付							
免許情報 記録		第								号					
		年		月		日		公安委員会記録等							
個人番号カード住所	この出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、過料に 処される可能性があります。														
	備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有するものは本籍を、その他の者は国籍等を記載 すること。 2 住所は、免許証又は個人番号カード記載の住所をそのまま記載することなく、 実際に生活している場所を聴取して記載し、その場合には、免許証又は個人番 号カード記載の住所は左欄外へ記載すること。														

免許証又は免許情報記録の有効期限（
年 月 日まで）（
年 月 日まで更新手続中）

別記様式第11号の2の次に次の1様式を加える。

免許証住所 個人番号カード住所	出 頭 命 令 通 知 書							免許証又は免許情報記録の有効期限（ 年 月 日まで） （ 年 月 日まで更新手続中）	
	出 頭 日 時		年 月 日 午 前 後 時 分						
	出 頭 場 所		名 称 所在地 県 市 郡 町 村 電話						
	氏 名	生年月日	年 月 日生（ 歳）			職業			
		本 籍	県 市 郡 町 村						
		住 所	県 市 郡 町 村		電話 自宅 携帯 勤務先				
			免 許 証	第 号		年 月 日 公安委員会交付			
				免許情報 記録	第 号		年 月 日 公安委員会記録等		
	(番号) 年 月 日 公安委員会 殿 道路交通法第104条の3第3項の規定により、上記のとおり 通知します。 署・課・隊 階級 印								

別記様式第11号の3を次のように改める。

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書

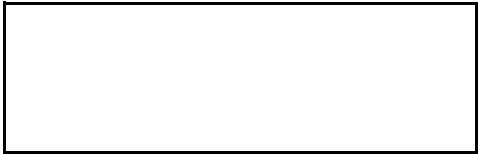
徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ		電 話 番 号	暗 証 番 号				
氏 名			免許証	①		②	
			マイナ				

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効(まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無

記 載 事 項 変 更	フリガナ	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他()



適性検査		条件(付与・解除・変更)									
裸 眼	左	0.									
	右	0.									
	両	0.									
眼鏡 ・ コンタクト											
矯 正	左	0.									
	右	0.									
	両	0.									
視 野	左	度	深	1	mm	聴	適 ・ 否	検 査 者			
	右	度	視	2	mm	力	適 ・ 否				
	計	度	力	3	mm	運 動 結 果	合 ・ 不				

備 考	□初心標識免除(準中・普通) □高速二人乗り可 □自二1年以上												講習種別	□優良 □一般 □違反 □初回 □高齢 □特任									
特失・特取 区 分	やむを得ず		うっかり		やむを得ず		一定の取消						申請しない 免許の種類	□大型 □中型 □準中型 □普通 □大特 □大自二 □普自二 □小特 □原付 □け引 □大二 □中二 □普二 □大特二 □け引二 上記のレ印の免許は申請しません。									
	6月以内		6月超3年以内		3年以内						氏名												
理由証明	□診断書 □領収書 □パスポート □在所証明																						

試 験 結 果 表

受 験 年 月 日			
適 性 試 験			
学 科 試 験			
技 能 試 験			
確 認 者			

(2枚目)

運転免許（失効・取消）申請書・講習受講申出書
（運転免許申請手数料納付書）

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
-----	--	------------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

運転免許試験を受験したいので下記の金額を納付する。

試験手数料

受験する免許種類 (○印のもの)	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二	
	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大特二	け 引	け引二

免許1種類ごとに 円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許(失効・取消)申請書・講習受講申出書
(講習手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
-----	--	------------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

講 習 方 法	対 面 講 習				オンライン講習	
講習の区分 (○印のもの)	優良 円	一般 円	違反 円	初回 円	優良 円	一般 円

徳 島 県 収 入 証 紙 貼 付 欄		
1	3	5
2	4	6

別記様式第13号の2中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

別記様式第13号の2の5を次のように改める。

届 出 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

公安委員会 殿

徳島県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
理 由	
備 考	

- 別記様式第14号の4中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。
- 別記様式第14号の8備考1中「理由なく」を「理由のため」に改める。
- 別記様式第14号の9を次のように改める。

徳島県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	道路交通法第 103 条第 1 項第 号に該当しないことが明らかになったため

別記様式第15号の3を次のように改める。

別記様式第15号の3（第28条関係）

講 習 申 出 書																				
徳島県公安委員会 殿																				
日間の運転免許停止処分を、 年 月 日から受けましたが、講習を受けたいので申し出ます。																				
年 月 日																				
講習申出者住所・氏名																				
(生年月日) 年 月 日																				
免 許 証	第	号	公安委員会交付	免																
	有効	年	月	日	許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許情報 記 録	第	号	公安委員会記録等	の	種	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引
	有効	年	月	日	類															
講 習 期 日																				
手 数 料 欄																				

別記様式第15号の11及び別記様式第15号の12を次のように改める。

(1枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

申請日

フリガナ		電話番号					
氏 名		暗証 番号	免許証	①		②	
			マイナ				

記 載 事 項 変 更	フリガナ		
	新氏名		
	新国籍 新本籍		
	新住所		
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
有効期間を更新するもの	免許証 ・ 免許情報記録
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無
経由地での免許情報書換	有 ・ 無
経由地への免許証返納	有 ・ 無

(写 真)

適性検査			条件 (付与・解除・変更)							
裸 眼	左	0.								
	右	0.								
	両	0.								
眼鏡 ・ コンタクト										
矯 正	左	0.								
	右	0.								
	両	0.								
視 野	左	度								
	右	度								
	計	度								
深 視 力	1	mm	聴 力 運 動 結 果	適	・	否	検 査 者		確 認	☐
	2	mm		適	・	否				
	3	mm		合	・	不				

(2枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏名		生年 月 日	年 月 日
----	--	-----------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

運転免許証等の更新をしたいので下記の金額を納付する。

免許証等更新手数料（○印のもの）

免許証	円	免許証（不交付）	円
マイナ免許証	円	二枚持ち	円
経由更新	免許・マイナ・二枚		経由地書換え 有・無
	円		

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏名		生年 月 日	年 月 日
----	--	-----------	-------

※ 上記太枠内のみ記載してください。

更新時講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

講習の方法	対 面 講 習				オンライン講習	
講習の区分 (○印のもの)	優良 円	一般 円	違反 円	初回 円	優良 円	一般 円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

更新時講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 氏 名 道 路 交 通 法 第 1 0 8 条 の 2 第 1 項 第 1 1 号 に 規 定 す る 講 習 を 受 講 し ま す 。	
受 講 日 時	年 月 日
講 習 種 別	
手 数 料	

別記様式第16号を次のように改める。

特定任意講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者 住 所 氏 名 年 月 日生 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習）を受講します。	
受 講 日	年 月 日
免許証又は 免許情報記録 の有効期限	年 月 日
手 数 料	

別記様式第17号から別記様式第19号までの様式を次のように改める。

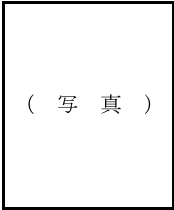
運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届

徳島県公安委員会 殿

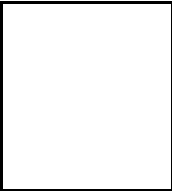
申請日

フリガナ		連絡先	
氏 名			
代理人氏名	続柄 ()	代理人 連絡先	

記載事項変更	フリガナ	
	新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
	経歴証明書 ・ マイナ経歴
手続後に希望するもの	なし・経歴証明書・マイナ経歴
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効



取消年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
受付場所			
		確認	☐

運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届
(交付手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書交付手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届
(記録手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴情報の記録を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴情報の記録	円
運転経歴情報の記録（運転経歴証明書の交付・再交付を伴う場合）	円

徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運転経歴証明書記載事項変更届出書兼運転経歴情報変更届出書

徳島県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

フリガナ		電話番号	
届出者氏名			
変更事項	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	住 所		

※太枠内のみ記載

--	--

確認書類	☐ 住民票 ☐ 個人番号カード ☐ 公共料金		
	☐ その他()		
照会番号		受付場所	

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ		連絡先	
氏 名			

記載事項変更	フリガナ 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
日 付	年 月 日 (～ 年 月 日頃までの間)	届 出	有 ・ 無
場 所			
状 況	-----		
☐ 上記のとおり、事実と相違ありません。 ☐ また、旧運転経歴証明書を発見したときは、必ず返納します。 氏 名 _____			

運転経歴証明書再交付申請書(手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の再交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書再交付手数料(円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定講習機関の指定等に関する規則（平成2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「運転免許証写，住民票，運転記録証明書，運転経歴証明書」を「運転免許証写しその他現に免許を受けていることを証明するに足りる書面，住民票の写し」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第14号(第16条関係)

[illegible]

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正）

第3条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則（平成6年徳島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（裏）中「・免許証（」を「及び免許証又は免許情報記録個人番号カード（免許証、免許情報記録個人番号カードともに保有している場合はその両方、）」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

別記様式第3号の2及び別記様式第3号の3中「1人」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式による書面とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第11号の2の出頭命令書・免許証保管証及び別記様式第14号の8の診断書提出命令書並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則別記様式第3号から別記様式第3号の3までの意見の聴取通知書は、なお、その効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第5号の安全運転管理者に関する届出書、別記様式第6号の副安全運転管理者に関する届出書、別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式により作成されたものとみなす。

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項に基づき、徳島海区のうち南部海域における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月二十一日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。

二 採捕の制限

徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、三に掲げる者が採捕する場合であつて徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

三 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

四 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

五 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

六 承認の取消

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡し、又は販売してはならない。

八 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

九 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

第五種共同漁業権の免許に係る令和七年度の目標増殖量を次のとおり定めたから公表する。

令和七年三月二十一日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

免 許 番 号	漁 業 権 者 名	漁業の名称	増 殖 内 容	備考
内共第十四号	鮎喰川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ 漁 業 あまご漁業	五六、〇〇グラム四八 四〇、〇〇グラム 尾〇尾	放流
内共第十六号	吉野川漁業協同組合連合会 三好河川漁業協同組合 吉野川西部漁業協同組合 麻植阿波吉野川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ 漁 業 あまご漁業	五六〇、〇〇グラム〇 六〇、〇〇グラム 尾〇尾	放流
内共第二十一号	勝浦川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ 漁 業 あまご漁業	二二〇、〇〇グラム四〇 四〇、〇〇グラム 尾〇尾	放流
内共第二十三号	小松島淡水漁業協同組合	うなぎ漁業 ふ な 漁 業	キログラム一 キログラム四〇 ム	放流
内共第二十五号	那賀川漁業協同組合連合会	うなぎ漁業 あ ゆ 漁 業 あまご漁業	四二〇、〇〇グラム〇 六〇、〇〇グラム 尾〇尾	放流
内共第二十八号	海部川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ 漁 業 あまご漁業	一〇五、〇〇グラム二八 二〇、〇〇グラム 尾〇尾	放流

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

吉野川水系（吉野川本流及びその支流）、徳島市名東町の地藏院池、那賀川水系（那賀川本流及びその支流）、打樋川水系（打樋川本流及びその支流）

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まこい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のとおり指示する。

ただし、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

第一 指示の内容

一 持ち出しの禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、当該水域においては、徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、徳島県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 放流の禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面においては、こいを放流してはならない。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

- 1 放流場所が、一に基づき告示された水域でないこと。
- 2 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するものでないこと
- 3 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するこいと水を介しての接触がないこと。
- 4 放流しようとするこいは、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたこい群の個体であること。

第二 指示の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで